

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月17日

香川県警察本部長 永井達也

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公有財産管理規程（平成12年香川県警察本部告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(財産管理責任者等)	(財産管理責任者等)
第3条 略	第3条 警察本部長が所管する行政財産の管理を分掌させるため、財産管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる行政財産に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
行政財産の区分	財産管理責任者
略	
香川県警察本部第一分庁舎	香川県警察本部交通機動隊長
略	
待機宿舎	当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署長（元山待機宿舎及び香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する待機宿舎（うしお北待機宿舎、栗林待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあっては、会計課長）
略	
2 略	2 略

附 則

この規程中第3条の表待機宿舎の項の改正規定は平成21年3月19日から、同表香川県警察本部第一分庁舎の項の改正規定は同年4月1日から施行する。